

## 指 定 校 変 更 許 可 基 準

		理 由	期 間
1	転居に伴い、転居前の通学校を希望するもの	(1) 児童・生徒の友人関係を理由とするもの	卒業まで
		(2) 住宅の建築・購入等により一時的に住所を異動するもの	理由が解消するまで
		(3) 学校行事（修学旅行・運動会等）への参加を理由とするもの	理由が解消するまで
2		通学路の利便性 (ただし、教育委員会で精査し、適当と認められる場合)	卒業まで
3		住宅の建築・購入等により、事前に転居先通学区の学校を希望するもの	1年以内
4		身体上の理由によるもの	理由が解消するまで
5		保護者の就労等により児童・生徒の監護・養育に欠けるもの	卒業まで
6		いじめ・不登校の対応を理由とするもの	卒業まで
7		兄・姉が在学している学校に就学させたいと希望するもの	卒業まで
8		小学校において学区外就学をしており、中学校入学時において、当該小学校の指定中学校への通学を希望するもの	卒業まで
9		通学指定校に希望する部活動がないとき (ただし、変更校については、原則、住所地より最寄の学校とする)	卒業まで
10		その他教育委員会が相当の理由があると認めたもの	理由が解消するまで

注・通学上の安全については、保護者が配慮すること。

- ・この基準は、**平成20年度**4月からの通学に関して適用する。